

議案第 48 号

三宅町役場の位置を定める条例の全部を改正する条例の制定について

三宅町役場の位置を定める条例（昭和34年三宅町条例第1号）の全部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年12月 9日 提出
三宅町長 森 田 浩 司

三宅町役場の位置を定める条例の全部を改正する条例

三宅町役場の位置を定める条例の全部を次のように改正する。

（事務所の位置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第4条第1項の規定に基づき、三宅町役場の位置を次のとおり定める。

磯城郡三宅町大字伴堂689番地

（庁舎の位置）

第2条 三宅町役場の庁舎は、次のとおりとする。

- （1） 三宅町役場 磯城郡三宅町大字伴堂689番地
- （2） 三宅町役場分庁舎 磯城郡三宅町大字伴堂181番地の1

附 則

この条例は、令和7年4月1日より施行する。

三宅町役場の位置を定める条例の全部を改正する条例（昭和34年条例第1号）新旧対照表

改正後（案）	現行
三宅町役場の位置を次のとおり定める。 （事務所の位置） 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第4条第1項の規定に基づき、三宅町役場の位置を次のとおり定める。 磯城郡三宅町大字伴堂689番地 （庁舎の位置） 第2条 三宅町役場の庁舎は、次のとおりとする。 （1） 三宅町役場 磯城郡三宅町大字伴堂689番地 （2） 三宅町役場分庁舎 磯城郡三宅町大字伴堂181番地の1	三宅町役場の位置を次のとおり定める。 磯城郡三宅町大字伴堂689番地